土砂災害に関する避難確保計画

施設名：

令和　　年　　月　　日作成

（令和　　年　　月　　日改訂）

第１章　計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第８条の２に定める「避難確保計画」に適合するものであり、土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

なお計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を市へ提出するものとし、必要に応じこれを更新し、重要部分において変更があった場合は、市へ再提出する。

第２章　計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

第３章　防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員(注) |
| 注意体制 | ・台風接近が予想される場合・大雨が予想される場合 | 気象情報、前兆現象及び被害発生に関する情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ・大雨警報（土砂災害）の発表 | 気象情報、前兆現象及び被害発生に関する情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 避難の準備 |  |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| ・利用者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | ・土砂災害警戒情報の発表・避難準備・高齢者等避難開始等の発令・前兆現象等を発見した場合 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 前兆現象を発見した場合の通報（消防等） | 情報収集伝達要員 |
| ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 | 避難の完了 | 全職員 |

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

●　事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

第４章　情報収集及び伝達

* 1. 情報収集
* 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
* がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況等の情報を入手した場合は速やかに、消防署等へ通報する。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、防災行政無線 |
| 土砂災害警戒情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 避難準備・高齢者等避難開始避難勧告・避難指示（緊急） | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
* 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。
1. 情報伝達
* 別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
* 利用者を避難させる可能性がある場合には、利用者家族に対し、に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
* 利用者を避難させる場合には、○○○○（連絡先（法人の運営本部等））に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
* 利用者を避難させる場合には、利用者家族に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
* 避難の完了後、利用者家族に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において利用者の引き渡しを行う」旨を連絡する。

　第５章　避難誘導

 (1)避難場所

以下のとおり土砂災害の危険を鑑み、目標避難場所を設定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土砂災害に関する指定状況 | （分類） | 土石流 | 急傾斜地 | 地すべり |
| 敷地全体 | □警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 |
| 建物部分 | □警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 |
| 土砂災害からの避難場所 | 第１目標 | 市の指定避難場所：○○小学校（○○番丁○○－○） |
| 第２目標 | 施設内避難場所：○棟○階○○室 |

第２目標･･･浸水状況や利用者の健康状態等により第１目標に避難する時間的余裕のない場合に目標とする避難場所のこと

施設内避難場所…避難が遅れ、屋外避難が困難になった際にやむを得ず施設内で避難する場合の、上層階で山の反対側に位置する、できる限り安全の確保されたスペース

 (2)誘導基準

1. 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

・土砂災害警戒情報の発表

・避難準備・高齢者等避難開始の発令

1. 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜土砂災害の前兆現象＞・ がけの表面に水が流れ出す。・ がけから水が噴き出す。・ 小石がパラパラと落ちる。・ がけからの水が濁りだす。・ がけの樹木が傾く。 | ・ 樹木の根の切れる音がする。・ 樹木の倒れる音がする。・ がけに割れ目が見える。・ 斜面がふくらみだす。・ 地鳴りがする。 |

(3)避難経路

* 避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。
* 施設内の避難経路については、別紙○「施設内避難経路図」のとおり（但し、停電時にはエレベーターが停止することに留意する）。

(4)避難方法

①　避難開始の周知

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

②　屋外避難の留意点

・屋外の移動は、車によるものとする。

　※車による移動：車両○台（利用者○名、施設職員○名）

・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

③　施設内避難の留意点

・施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。

・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(5)施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

・避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる恐れのある箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

第６章　避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

* 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりとし、日頃からその維持管理に努めるものとする。
* この他、停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

避難確保資器材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具 |
| うち、施設固有のもの | 大人用紙おむつ、常備薬 |

第７章　防災教育及び訓練の実施

(1)防災教育

施設管理者は、警戒避難体制に関して、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

1. 土砂災害の前兆現象やその特性
2. 情報収集及び伝達体制
3. 避難判断・誘導
4. 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め本避難確保計画の内容を把握するため行う。

1. 訓練内容
2. 情報収集及び伝達
3. 避難判断
4. 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3）訓練の実施時期

訓練は、出水期前（6月まで）に行うとともに、下記も含め年間概ね○回行う。

1. 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
2. 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。